

旭川市特別職報酬等審議会追加資料

(その2)

1	行政委員会について	1
2	行政委員会委員の報酬について	3
3	行政委員会の委員の月額報酬に係る訴訟の動向	5
4	行政委員会の委員の勤務実績等の状況	6
5	行政委員会委員の報酬の支給方法等の見直し状況	7

平成30(2018)年5月

旭川市

1 行政委員会について

(1) 行政委員会の制度及び趣旨

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関である。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「人事委員会又は公平委員会」、「農業委員会」、「固定資産評価審査委員会」の5つの合議制の委員会と「監査委員」を必ず置くこととされている。

(2) 行政委員会の担当事務、権限等

行政委員会は、普通地方公共団体の長から独立した機関であり、法令等に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。（地方自治法第138条の2）

また、普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。（地方自治法第138条の4第2項）

なお、行政委員会は、予算の調製・執行、議案の提出等の権限を有しない。（地方自治法第180条の6）

行政委員会	主な所掌事務・職務権限
教育委員会	学校その他の教育機関の管理，学校の組織編制，教育課程，教科書その他の教材の取扱・教育職員の身分取扱に関する事務の執行 社会教育その他教育，学術，文化に関する事務の管理の執行
選挙管理委員会	公職等の選挙に関する事務の管理，選挙に関する周知・啓発等
公平委員会	職員の勤務条件に関する措置の要求の審査等，不利益処分についての審査請求の裁決等，職員団体の登録等
監査委員	財務に関する事務の執行等の監査，決算・健全化判断比率等の審査，財政援助団体の監査，住民からの請求の監査等
農業委員会	農地等の利用関係の調整，農地の交換分合その他農地に関する事務の執行
固定資産評価審査委員会	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定

(3) 行政委員会の委員構成，選任方法等

行政委員会	定数	委員構成 (職業・経歴)	選任方法	任期
教育委員会	4人	委員4人 (医療法人役員，法人役員，大学職員，会社役員)	議会の同意を得て，市長が任命	4年
選挙管理委員会	4人	委員長1人，委員3人 (無職3人，法人役員)	議会において選挙	4年
公平委員会	3人	委員長1人，委員2人 (弁護士，会社役員，医療法人役員)	議会の同意を得て，市長が選任	4年
監査委員	4人	識見委員2人，議会選出委員2人 (公認会計士，常勤監査委員，市議会議員2人)	議会の同意を得て，市長が選任	4年 ※
農業委員会	37人	団体役員1人，無職1人，農業従事者35人	議会の同意を得て，市長が任命	3年
固定資産評価 審査委員会	6人	委員長1人，委員5人 (会社役員3人，大学教授2人，元市職員)	議会の同意を得て，市長が選任	3年

※ 議会選出委員の任期は，議員の任期による。

2 行政委員会委員の報酬について

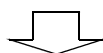
(1) 支給根拠

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で、勤務日数に応じて支給する（日額制）とされているが、ただし書において、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない（月額制や年額制も可）と定められている。（地方自治法第203条の2第2項）

【地方自治法】

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。



【ただし書の趣旨】

○地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律の施行に関する件（通知）

（昭和31年8月18日自乙行発第24号 自治庁次長通知）

「本改正は、非常勤職員に対する報酬が、勤務に対する反対給付たる性格を有することにかんがみ、当該報酬の額は具体的な勤務量すなわち勤務日数に応じて支給されるべき旨の原則を明にしたものであること。ただし、非常勤職員の勤務の様態は多岐にわたっているので、特別事情のあるものについては、右原則の例外を定めることができるものであること。」

○法律解釈の疑義について（昭和31年7月31日自丁公発第109号 自治庁公務員課長回答）

「報酬を日額をもって定めるか月額をもって定めるかは、その者の職務内容及び勤務態様等を考慮して具体的実情に応じ自主的に判断すべきものである。」

このほか、固定資産評価審査委員会の委員報酬については、地方税法に次の規定がある。

○地方税法（第423条第7項）

固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。

(2) 本市の行政委員会の委員報酬の経過

ア 平成7年までは、特別職報酬等審議会の答申に基づき改定された市長等常勤特別職の給料月額に連動して改定。

イ 平成19年設置の特別職報酬等審議会において、参考意見を求めた結果、据置きとの答申。

ウ 平成22年設置の特別職報酬等審議会において、参考意見を求めた結果、
 ・公平委員会～月額報酬から日額報酬とし、その額は中核市における公平委員会委員の日額報酬の額を勘案すべき
 ・教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会～月額報酬とし、3%～10%の範囲内で減額すべき
 ・固定資産評価審査委員会～引き続き日額報酬とし、その額は現状維持との答申。

エ 平成26年設置の特別職報酬等審議会において、参考意見を求めた結果、据置きとの答申。

【直近の改定内容】（平成23年8月1日適用）

行政委員会	区分	改定前報酬額(円) (H7.1.1適用)		現行の報酬額(円) (H23.8.1適用)		増減率
		月額	121,000	月額	110,000	
教育委員会※	委員	月額	121,000	月額	110,000	▲ 9.1
選挙管理委員会	委員長	月額	78,000	月額	71,000	▲ 9.0
	委員	月額	49,000	月額	45,000	▲ 8.2
公平委員会	委員長	月額	60,000	日額	15,000	(日額化)
	委員	月額	37,000	日額	12,000	(日額化)
監査委員	議員	月額	63,000	月額	57,000	▲ 9.5
	識見	月額	181,000	月額	165,000	▲ 8.8
農業委員会	会長	月額	73,000	月額	66,000	▲ 9.6
	副会長	月額	60,000	月額	55,000	▲ 8.3
	部会長	月額	50,000	月額	46,000	▲ 8.0
	副部会長	月額	43,000	月額	39,000	▲ 9.3
	委員	月額	37,000	月額	34,000	▲ 8.1
固定資産評価 審査委員会	委員長	日額	9,300	日額	9,300	0.0
	委員	日額	7,700	日額	7,700	0.0

※ 本市の教育委員会は、法改正により、平成28年12月1日から委員長の職が廃止された。

3 行政委員会の委員の月額報酬に係る判例

- ・ 最高裁判所判決（滋賀県行政委員月額報酬の支出差止請求事件 平成23年12月15日）
滋賀県知事が行政委員に月額報酬を支給しているのは違法であるとして、知事に対し、その支払いの差し止めを求めたもの
→ 滋賀県勝訴

【判決概要】

行政委員会委員の職務の性質、内容、職責、人材確保の観点、勤務の態様、負担等を考慮すると、月額報酬制を採りその月額を定める条例の規定は、その内容が法の趣旨に照らして特に不合理であると認められず、県議会の裁量権の範囲を超え又はこれを濫用するものとはいえない。

【判決要旨】

○地方自治法第203条の2第2項ただし書の解釈

どのような報酬制度が人材確保の必要性等を含む当該地方公共団体の実情等に適合するかについては、各地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要する。

また、（日額制以外の）方法及び金額を含む内容に関しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該地方公共団体の議決機関である議会において決定することとし、議会による政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。

○職務内容、職責の重要性

行政委員会は、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理及び執行に当たって自ら決定を行いこれを表示し得る執行機関であり、その業務に即した公正性、中立性、専門性等の要請から、地方公共団体の長から独立してその事務を自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する立場にある。

○勤務の態様（事前準備等）

広範で多岐にわたる一連の業務について執行権者として決定をするには各般の決裁文書や資料の検討等のため登庁日以外にも相応の実質的な勤務が必要となり、形式的な登庁日数のみをもって、その勤務の実質が評価しつくされるものとはいえない。

○裁判官補足意見

地方公共団体の非常勤職員に対する報酬の在り方は、地方公共団体内部の組織の在り方の一部をなす事項であり、地方公共団体の自治組織権に含まれるものであって、本来的には地方公共団体の自主的な決定によるのが相当な事柄であるといえる。

地方公共団体は、各非常勤職員の勤務日数・時間のみならず、職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受ける各種の制約、人材を確保するための報酬額の在り方、その他当該地方公共団体の財政規模とその状況等の諸般の事情を総合考慮して、自主的に条例で定めることができる。地方自治法は、いかなる非常勤職員について、その報酬の支給を日額報酬制以外のいかなる方法をもってするかについて、地方公共団体の議会に裁量権を付与したものと解するのが相当であるが、他方、地方公共団体の議会の裁量権は無限定ではなく、報酬というものの性質や地方自治法203条の2第2項ただし書が地方公共団体の議会に裁量権を与えた趣旨等からする合理的限界が存するのは当然のことというべき。

社会状況の変化等に鑑みると、地方公共団体においては、当該地方公共団体における非常勤職員の報酬制度につき、報酬額の水準等を含め、地方自治法203条の2第2項の趣旨にのっとった適正、公正で住民に対して十分説明可能な合理的内容のものとなるよう、適切かつ柔軟に対応することが望まれる。

4 行政委員会の委員の勤務実績等の状況

【平成28年度】

(単位：日)

行政委員会	区分	委員会の 会議出席	委員会の 会議以外 の行事等 出席	その他の 活動	合計	委員会の会議 以外の行事等 出席の内容	その他の 活動の内容
教育委員会	委員長※	10	29	14	53	学校訪問、研修 会、校長会議、主 催行事等	議案審議等のた めの事前準備、 教科書採択に係 る調査研究
	委員	16	30	14	60		
選挙管理委員会	委員長	12	15		27	関係団体会議、 選挙打合せ、啓 発事業、開票立 会	
	委員	12	2		14		
公平委員会	委員長	3	11		14	関係団体会議・ 研修会	会議資料の事前 確認
	委員	3	0		3		
監査委員		14	32		46	例月出納検査、 決算審査、関係 団体会議・研修 会、監査講評等	監査資料の分 析、検討
農業委員会	会長	6	46		52	会議・研修会、相 談、現地確認等	農業者からの事 前相談
	委員	19	70		89		
固定資産評価 審査委員会	委員長	3			3		
	委員	3			3		

※ 教育委員会委員長の職は、法改正により平成28年12月1日から廃止されたため、4月から11月までの実績を記載している。

5 行政委員会委員の報酬の支給方法等の見直し状況（平成23年度以降）

(1) 中核市（48市）の状況

ア 全ての委員会を日額に変更（1市）

- ・大津市（H24.4.1）

イ 一部の委員会を日額に変更（7市）

- ・旭川市（H23.8.1）～公平委員会
- ・金沢市（H26.4.1）～公平委員会
- ・岐阜市（H23.4.1）～選挙管理委員会，公平委員会
- ・豊田市（H25.4.1）～選挙管理委員会
- ・奈良市（H25.4.1）～教育委員会（委員に限る。），選挙管理委員会，公平委員会，監査委員
- ・福山市（H25.4.1）～固定資産評価審査委員会
- ・高松市（H23.4.1）～教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員（議会選出監査委員のみ）

ウ 月額・日額併用※に変更（1市）

- ・秋田市（H24.4.1）
※月額・日額併用～勤務にかかわらず支給する月額報酬と勤務実績に応じて支給する日額報酬の合計額を支給する方法
（固定資産評価審査委員会のみ日額）

(2) 道内主要市（10市）の状況

ア 一部の委員会を日額に変更（4市）

- ・札幌市（H23.1.1）～選挙管理委員会
- ・旭川市（H23.8.1）～公平委員会
- ・帯広市（H23.4.1）～公平委員会